

第5次蘭越町障がい者計画
第7期蘭越町障がい福祉計画
第3期蘭越町障がい児福祉計画

令和6年3月
蘭越町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置付け	3
第2章 障がいのある人の状況	6
1 人口の状況	6
2 障がいのある人の状況	7
第2部 障がい者計画	13
第1章 計画の基本方針	14
1 基本理念	14
2 基本的視点	15
3 計画の目標及び体系	16
第2章 障がい者施策の推進	18
1 地域生活の支援体制の充実	18
2 自立と社会参加の促進	21
3 バリアフリー社会の実現	24
第3部 障がい福祉計画	27
第1章 障がい福祉計画	28
1 障がい福祉サービスの種類と内容	28
第2章 令和5年度の成果目標	32
1 令和5年度の成果目標	32
第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	37
1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	37
第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策	43
1 地域生活支援事業の見込量と確保方策	43
第4部 障がい児福祉計画	45
第1章 計画の基本的な考え方	46
1 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方	46
第2章 サービス見込量と確保方策	48
1 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策	48

第5部 計画の推進にあたって	51
1 基本的な考え方	52
2 計画の進行管理	53

「障害」の「害」の表記について

蘭越町では、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指し、心のバリアフリーを推進するため、「障害」の表記については「障がい」と表記しています。

ただし、国の法令や制度に基づく制度や、施設名あるいは団体等の固有名詞については変更していません。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「みんな笑顔で暮らそう、共生のまち蘭越」を基本理念として、令和3年3月に「第5次障がい者基本計画」「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されたほか、障がいのある人の生活と就労に対する支援の拡充を柱とする「障害者総合支援法」の改正（平成30年）や、障がいのある児童に対する支援の拡充を目的とした「児童福祉法」の改正（平成30年）が行われ、新たな障がい福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

本計画は、現行の「第4次蘭越町障がい者計画」「第5期蘭越町障がい福祉計画」「第1次障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの障がい者施策の成果を踏まえつつ、国の基本方針や一連の法整備及び北海道の動向を踏まえて、障がいのある人もない人も、誰もが地域の中で人格と個性を尊重され、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現へ向けて、具体的な施策を明らかにするために策定しました。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠と位置付け

「障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「障がいのある人のための施策に関する基本計画」として、障がい者施策を推進するための基本理念と基本目標を定め、施策を進めるための指針となります。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込量を確保する方策などを定めた「障がい福祉に関する実施計画」となります。

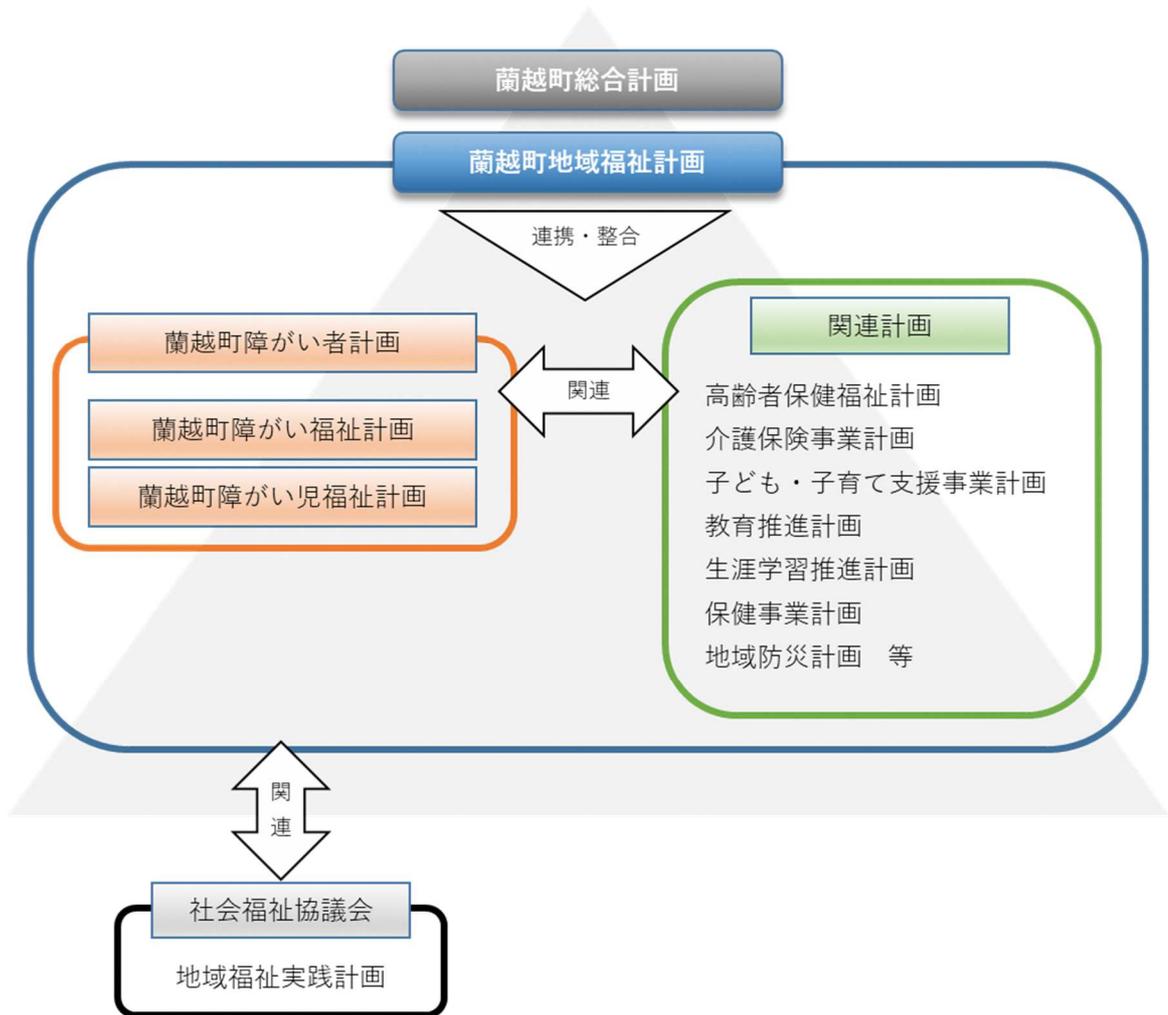
「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込量を確保するための方策などを定めた「障がい児童福祉に関する実施計画」となります。

本計画の策定にあたっては、国や道の計画などを踏まえるとともに、蘭越町の最上位計画である「蘭越町総合計画」の部門別計画として、さらに「蘭越町地域福祉計画」の基本理念のもと、「蘭越町子ども・子育て支援事業計画」をはじめ関連する計画との整合を図りました。

■ 計画の法的根拠

「障がい者計画」	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
障害者基本法 第11条第3項	
「障がい福祉計画」	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
障害者総合支援法 第88条第1項	
「障がい児福祉計画」	市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
児童福祉法 第33条の20第1項	

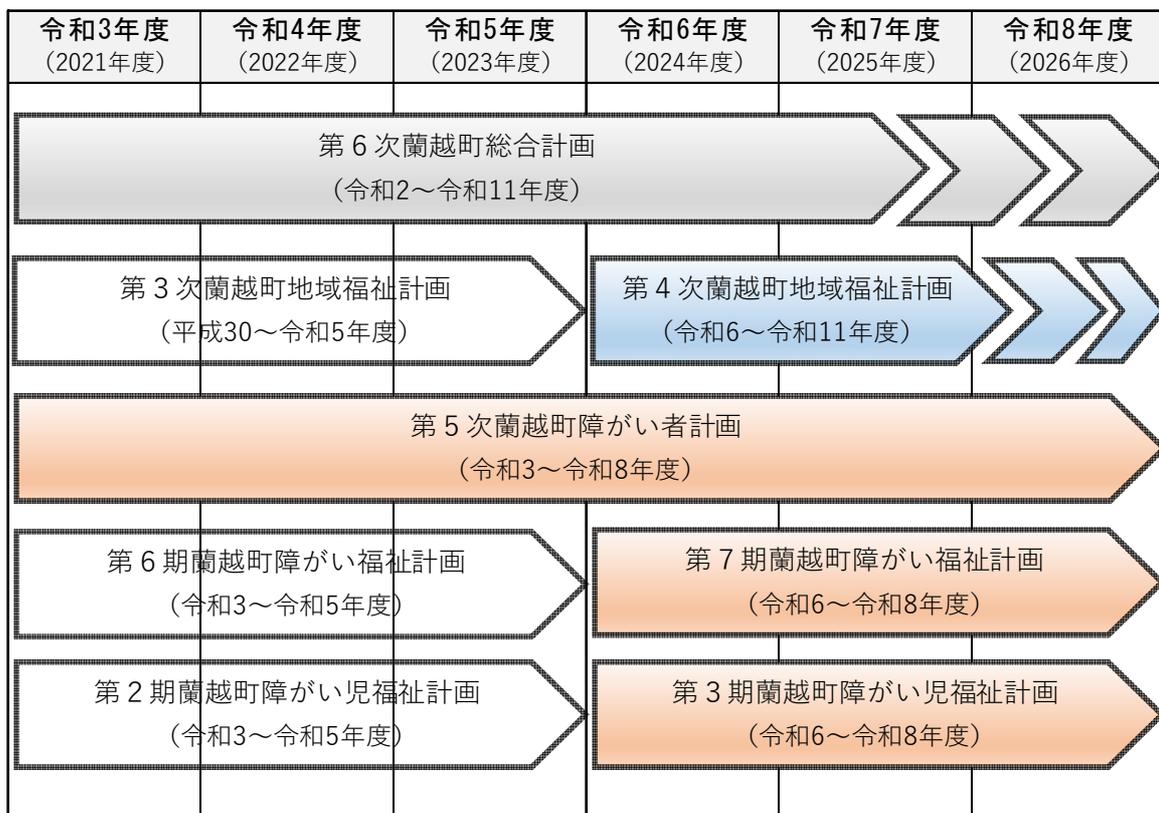
■ 計画の位置付け



(2) 計画の期間

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画の計画期間が5年間、同じく道の障がい者計画が10年間であることを踏まえ、障がい者（児）施策の基本理念・目標を定める本町の「障がい者計画」においては、これまでの計画期間3年から6年へ変更し、その間に必要に応じて見直し、改正することとします。

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第2章 障がいのある人の状況

1 人口の状況

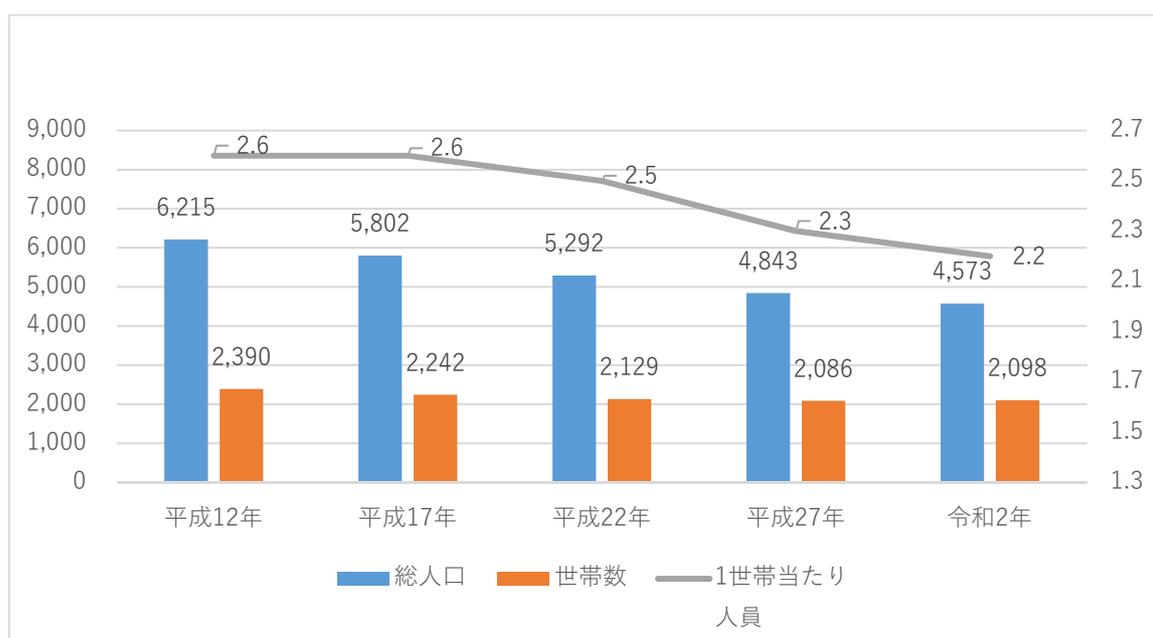
■ 人口と世帯数の推移

単位：人、世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	6,215	5,802	5,292	4,843	4,573
世帯数	2,390	2,242	2,129	2,086	2,098
1世帯当たり 人員	2.6	2.6	2.5	2.3	2.2

各年10月1日現在

資料：国勢調査



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人

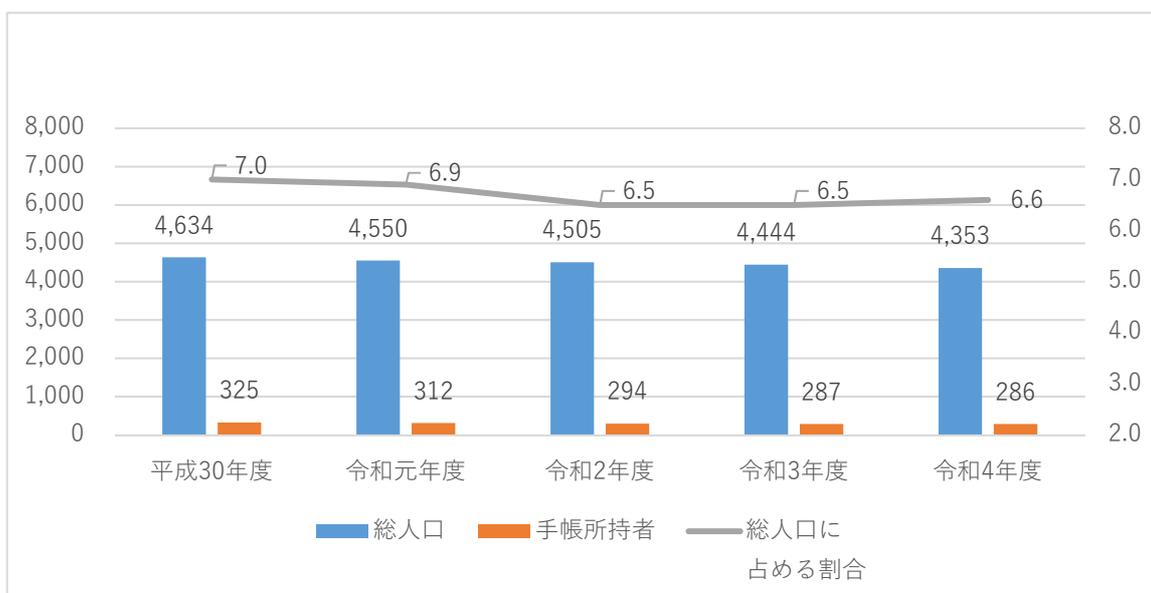
■ 手帳所持者

単位：人、世帯

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	4,634	4,550	4,505	4,444	4,353
手帳所持者	325	312	294	287	286
総人口に占める割合	7.0	6.9	6.5	6.5	6.6

各年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係



■ 障がいの年齢別

単位：人、%

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
18歳未満	3	0.9	3	1.0	3	1.0	3	1.0	3	1.1
18歳以上65歳未満	66	20.3	58	18.6	56	19.1	55	19.2	51	17.8
65歳以上	256	78.8	251	80.4	235	79.9	229	79.8	232	81.1
計	325	100.0	312	100.0	294	100.0	287	100.0	286	100.0

各年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

■ 障がいの種類別

単位：人、%

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
肢体不自由	212	65.2	196	62.8	182	61.9	180	62.7	174	60.8
聴覚・平衡機能障害	16	4.9	17	5.5	17	5.8	15	5.2	17	6.0
内部障害	84	25.9	85	27.2	81	27.5	78	27.2	79	27.6
視覚障害	11	3.4	12	3.9	12	4.1	12	4.2	14	4.9
音声・言語機能障害	2	0.6	2	0.6	2	0.7	2	0.7	2	0.7
計	325	100.0	312	100.0	294	100.0	287	100.0	286	100.0

各年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

■ 障がいの程度別

単位：人、%

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1級	88	27.1	88	28.2	83	28.2	78	27.2	78	27.3
2級	37	11.4	37	11.9	34	11.6	35	12.2	34	11.9
3級	48	14.8	46	14.7	43	14.6	44	15.3	41	14.3
4級	94	28.9	90	28.9	85	28.9	81	28.2	85	29.7
5級	34	10.4	30	9.6	29	9.9	30	10.5	29	10.1
6級	24	7.4	21	6.7	20	6.8	19	6.6	19	6.7
計	325	100.0	312	100.0	294	100.0	287	100.0	286	100.0

各年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

■ 障がいの年齢別・種類別

単位：人、%

		肢体不自由	聴覚・ 平衡機能障害	内部障害	視覚障害	音声・ 言語機能障害	計
18歳未満	人数	1	1	0	0	1	3
	%	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	100.0
18歳以上 65歳未満	人数	32	3	13	2	1	51
	%	62.7	5.9	25.5	3.9	2.0	100.0
65歳以上	人数	141	13	66	12	0	232
	%	60.8	5.6	28.4	5.2	0.0	100.0
計	人数	174	17	79	14	2	286
	%	60.8	6.0	27.6	4.9	0.7	100.0

令和4年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

(2) 知的障がいのある人

■ 手帳所持者

単位：人、世帯

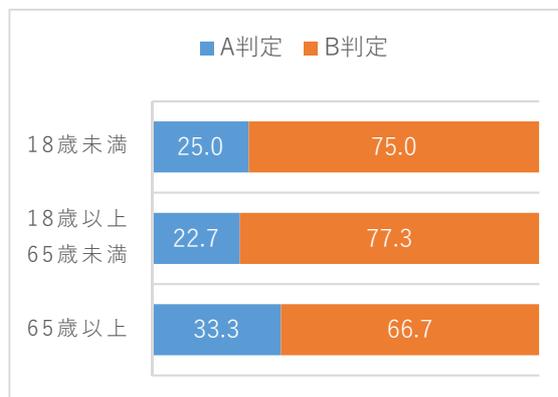
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	4,634	4,550	4,505	4,444	4,353
手帳所持者	30	30	31	30	29
総人口に占める割合	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7

各年度末現在

■ 障がいの年齢別・程度別

単位：人、%

		A判定	B判定	計
18歳未満	人数	1	3	4
	%	25.0	75.0	100.0
18歳以上 65歳未満	人数	5	17	22
	%	22.7	77.3	100.0
65歳以上	人数	1	2	3
	%	33.3	66.7	100.0
計	人数	7	22	29
	%	24.1	75.9	100.0



令和4年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

(3) 精神障がいのある人

■ 手帳所持者

単位：人、世帯

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	4,634	4,550	4,505	4,444	4,353
手帳所持者	20	25	22	19	21
総人口に占める割合	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5

各年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係

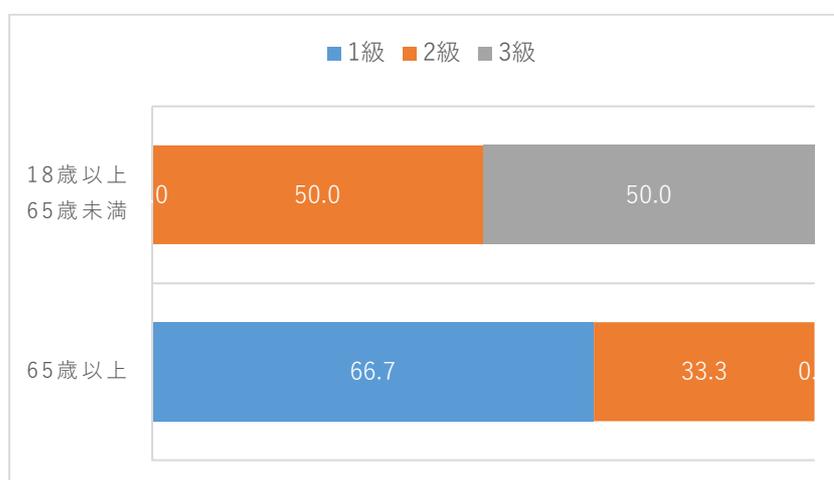
■ 障がいの年齢別・程度別

単位：人、%

		1級	2級	3級	計
18歳未満	人数	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0
18歳以上 65歳未満	人数	0	9	9	18
	%	0.0	50.0	50.0	100.0
65歳以上	人数	2	1	0	3
	%	66.7	33.3	0.0	100.0
計	人数	2	10	9	21
	%	9.5	47.5	42.9	99.9

令和4年度末現在

資料：住民福祉課社会福祉係



(4) 障がいのある子ども

■ 特別支援学級

学校名	児童総数	特別支援学級数	特別支援学級 在籍児童数	特別支援学級の種別
町立蘭越小学校	142人	4	15人	情緒8、肢体1、病弱1、知的5
町立昆布小学校	47人	1	1人	知的1
町立蘭越中学校	98人	3	5人	情緒2、言語1、知的2

令和5年4月1日現在

資料：蘭越町教育委員会

(5) 難病のある人

平成25年4月施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病患者等を加えました。このことにより、身体障害者手帳等を取得できない場合でも、同法に基づく障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

「難病の患者に対する医療に関する法律」(平成27年1月)の施行を受け、対象疾患がそれまでの56疾患から110疾患に拡大し、その後、令和元年7月までに361疾患まで拡大されています。

令和3年2月末現在においては、本町における難病による障害福祉サービスの受給者はいない状況です。

(6) 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法で、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

町では、保健事業の中で病気や障がい等の早期発見と早期治療、療育、機能訓練などにつなげるため、健診や相談、指導、支援、関係機関等との連携を進めていますが、発達障がいは、障がいごとの特徴が少しずつ重なり合っている場合が多いため診断が難しく、正確に発達障がいのある人を把握することは困難な面があります。今後は、既存の各種保健事業の中で発達障がいへの対応を充実すべくその推進に努めていきます。

(7) 高次脳機能障がいのある人

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障がいとしてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい(記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい)を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。

高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の給付対象とされています。

高次脳機能障がいの発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、制度の活用について正しい知識を持ち、関係機関等と連携して支援にあたるこ

とが重要です。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本方針

1 基本理念

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいについての地域の理解をより一層深め、障がいの有無にかかわらず、人格や個性を尊重し合いながら住民が共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

社会的な障壁がなくなり、誰もが生活や行動しやすい社会は、すべての人にとって住みよい社会となります。

蘭越町では、障がいのある人もない人も地域の中で安心して笑顔で生活できるよう、「みんな笑顔で暮らそう、共生のまち蘭越」という基本理念のもとに障がい福祉サービスの充実を図り、自分らしく暮らしていけるよう必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

基本理念

みんな笑顔で暮らそう 共生のまち蘭越

2 基本的視点

基本理念を実現するために、次の3つの視点に留意しながら計画を推進していきます。

■■■ 自己決定の尊重と意思決定の支援 ～自分らしくいきいきと～

本人の意思に基づいて、その人に合った自立した生活、働き方を選択し、自分らしく暮らすことができるよう支援していきます。

■■■ 一元的なサービスの実施と障がい特性等に配慮した支援

～地域で暮らす～

一人ひとりの細かなニーズに対応できるよう、身近で一元的なサービスの提供を進めます。また、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備していきます。

■■■ 地域共生社会の実現に向けた取組 ～支え合い、助け合う～

障がい者やその家族、関係機関・団体等だけではなく、地域の人たちや事業所など多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりに、みんなで取り組んでいきます。

3 計画の目標及び体系

(1) 計画の基本目標

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会を構成する一員として、自治会などの住民自治活動、地域コミュニティづくり活動、文化・サークル活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がい者が自ら進んで参加できる場づくりを行う環境を整備するなど、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現を目指し、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系

目 標	施策の区分	施策の方向
地域生活の支援体制の充実	Ⅰ 生活支援	1 生活支援体制の充実
		2 相談支援体制・地域移行支援の充実
		3 意思決定支援の推進
		4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実
		5 人材の養成・確保
		6 生活安定施策の推進
II 保健・医療	1 適切な保健・医療の提供	
	2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	
	3 障がいの特性に応じた支援の充実	
自立と社会参加の促進	III 療育・教育	1 障がいのある子どもに対する支援の充実
		2 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
		3 学校教育の充実
	IV 就労支援	1 町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
		2 一般就労の推進
		3 多様な就労の機会の確保
		4 福祉的就労の底上げ
	V 社会参加	1 社会参加の促進
		2 スポーツ・文化活動の振興
3 生涯学習機会の充実		
バリアフリー社会の実現	VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 権利擁護の推進・虐待の防止
		2 成年後見制度等の活用促進
		3 理解の促進
		4 地域福祉活動の推進
	VII 生活環境	1 住まい・まちづくりの推進
		2 移動・交通のバリアフリーの促進
		3 防災・防犯対策の推進
		4 感染症予防・拡大防止対策の推進
	VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
		2 意思疎通支援の充実
		3 選挙等における配慮

第2章 障がい者施策の推進

基本目標

1 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援

障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる体制を整備します。

また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

主要施策

① 生活支援体制の充実

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、羊蹄山ろく地域自立支援協議会を中心に、町や教育委員会、相談支援事業所をはじめ、保健、医療、福祉、経済その他の関係機関が連携して支援する体制づくりを目指します。
- 地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」の整備に向けた取組を推進します。
- 障がいのある人の在宅生活を支援するため、各種生活支援策（ハイヤー、除雪、通所費助成等）の充実を図ります。

② 相談支援体制・地域移行支援の充実

- ささまざまな相談を一元的に受け付け、専門的支援にまでつなげる総合的な相談窓口の整備に努めます。
- 研修会や連絡会を積極的に行い、障がい者相談員や民生委員・児童委員等と自立支援協議会が連携し、身近な地域での相談活動を支援します。
- 障がい者にとって必要な支援が提供できるよう、相談内容から問題や課題をくみ取り整理するとともに、庁内関係部署と連携できる職員のコミュニケーション能力や課題解決能力等の育成に努めます。
- 障がいのある人が集い、同じ立場で語り合えるピアカウンセリングの場づくりに努めます。

- 入所施設や精神科病院等における地域移行の取組及び近隣市町村と連携しながら、退院・退所後の住居の確保について検討を進めます。

③ 意思決定支援の推進

- 知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、制度の普及啓発や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組を進めます。

④ 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- 支援を必要とする人が適切にサービスや制度を利用できるよう、障がい福祉サービス提供体制の確保に努めます。
- 生活介護や自立訓練などの日中活動サービスの提供体制を確保するとともに、地域活動支援センターの取組を推進します。
- 高齢の障がい者への適切な対応を図るため、介護保険サービスとの連携を推進するとともに、サービス利用に関する情報の周知に努めます。
- 市町村の責務として位置付けられた「地域生活支援事業」の充実を図り、利用促進に努めます。

※「地域生活支援事業」…相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

⑤ 人材の養成・確保

- 障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化などに対応した社会福祉士や介護福祉士などの福祉関係専門職員の養成・育成を図るため、人材の確保に努めます。
- 関係機関同士のネットワークの活用により、業務の質の向上を図ります。
- ボランティア活動を支援するとともに、蘭越町社会福祉協議会と連携し、福祉教育・福祉学習ボランティアなど多様なボランティア人材・団体等を育成し、ボランティア活動の活性化を目指します。

⑥ 生活安定施策の推進

- 障がいのある人の経済的自立や社会参加を支援するため、年金制度等の周知に努めるとともに、経済的支援の取組を検討します。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉灯油等助成事業を継続して実施するよう努めます。

II 保健・医療

障がいのある人が地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

主要施策

① 適切な保健・医療の提供

- 町内各医療機関や近隣医療機関との連携による地域医療体制の充実に努めます。
- 医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ヘルパーなど関係機関の連携を確保し、在宅での療養支援を推進します。
- 更生医療や育成医療、難病の人への医療費助成制度等の周知を図り、制度の利用の促進を図ります。

② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 各種健康診査の重要性を周知し、健康づくり意識の啓発に努め、疾病予防や早期治療につなげていきます。
- 特定健康診査やがん検診の受診率を高め、必要な人への受診勧奨や保健指導を行うことで疾病の重症化予防に努めます。
- 妊娠、出産から新生児期にいたる母子保健の充実を図るとともに、医療との連携を図ります。
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査を定期的を受診することで、障がいの原因となる疾病を早期発見できるよう、受診しやすい体制づくりに努めます。
- 子どもの発育や発達の違いを早期に発見するため、乳幼児健康診査、保健・栄養指導等、相談体制の充実に努めます。

③ 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実

- 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、羊蹄山ろく地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の充実、住まいの場や就労支援などの日中活動の場の確保等、総合的な取組を促進します。
- 難病の特性に応じた適切な福祉サービスや必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。

2 自立と社会参加の促進

III 療育・教育

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実など、心身の発達段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図ります。

主要施策

① 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 心身の発達が気になる子どもの早期の発見から療育につなげるため、子どもの家庭環境に適した相談指導の充実を図ります。
- 児童発達支援や放課後デイサービスの利用促進を図ります。
- 障がいのある子どもに対する理解促進に努めます。
- 配慮の必要な子どもの支援のため、保健・福祉・教育委員会・関係機関との連携をとりながら、障がいのある子どもの保育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安軽減や一時的休息（レスパイト）を図るため、日中活動の場などを確保し、日中一時支援や短期入所等の充実に努めます。

② 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもやその家族等への適切な支援が図られるよう、必要な医療や福祉等に関する情報提供の強化を図るなど、引き続き支援体制の充実に努めます。

③ 学校教育の充実

- 特別支援教育連携協議会の充実を図り、就学後も一人ひとりの障がいの特性に応じた支援が受けられるよう連携を強化します。
- 学習障がいや注意欠陥多動性障がい等の児童に対して、一人ひとりの能力や個性に応じた支援の充実を図ります。
- 障がいのある子どもとない子どもが、お互いの理解を深めて共に学ぶための交流教育を進めます。

IV 就労支援

障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着を促進します。

主要施策

① 町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

- 障がいのある人の雇用への理解を深めるため、広く住民や企業などに向けた広報・啓発活動の推進に努めます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき作成した「蘭越町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、近隣町村の障がい者就労施設や障がいのある人を雇用している企業等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進します。

② 一般就労の推進

- 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろばや公共職業安定所(ハローワーク)との連携強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の一般就労への移行を支援します。
- 就職促進のため、技術取得機会や職業訓練制度等の情報提供、各種制度の利用促進に努めます。

③ 多様な就労の機会の確保

- 羊蹄山ろく地域自立支援協議会内の就労支援部会等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の確保・充実に努めます。

④ 福祉的就労の底上げ

- 就労支援事業所への通所に要する交通費の助成を継続して実施します。
- 事業所での就労が難しい人に対し、創作的活動や生産活動、社会との交流の場などを提供する地域活動支援センター事業を促進します。

V 社会参加

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

主要施策

① 社会参加の促進

- 移動支援やコミュニケーション支援の活用や、ボランティアとの連携を図り、障がいのある人が社会参加しやすいよう環境整備に努めます。
- 関係機関が実施する講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を周知します。
- 障がい者関係団体や町内会、民生委員・児童委員などの地域の団体と連携しながら、啓発活動をはじめ、地域行事などの参加支援を行い、障がいのある人の社会参加を促進します。

② スポーツ・文化活動の振興

- 誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、文化・芸術活動などの一層の普及を図ります。
- 障がい者団体が実施するスポーツ・レクリエーション事業について、引き続き支援を行います。

③ 生涯学習機会の充実

- 障がいのある人もない人も、その生涯を通じて学び楽しみ交流する生涯学習機会を確保するため、教育委員会と連携して学習情報の提供や相談体制の充実、住民の理解促進に努めます。

3 バリアフリー社会の実現

VI 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、成年後見制度の利用促進の取組など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

主要施策

① 権利擁護の推進・虐待の防止

- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供が浸透するよう、行政・教育機関・住民団体・医療機関・民間事業者・地域住民等に対する広報、啓発を推進します。
- 成年後見制度の利用に関する住民等からの相談及び権利擁護事業の普及・促進を目的とする蘭越町社会福祉協議会の「蘭越町生活サポートセンター」と連携し、事業の利用促進を図ります
- 地域住民の見守り、声かけ、各種団体や関係機関による防犯活動を通じ、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組の充実に努めます。
- 消費者センター等と連携し、消費者トラブルに関する情報発信を行うとともに、救済について必要な情報提供と相談支援を行います。
- 虐待に関する相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体等と連携して、問題の解決に向けた支援を行います。

② 成年後見制度等の活用促進

- 成年後見制度の周知に努め、制度の利用促進を図ります。

③ 理解の促進

- ヘルプマークの普及を推進し、外見からは分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

④ 地域福祉活動の推進

- 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 「障がい者週間」における啓発事業等の取組について、関係機関と連携し検討を進めます。

VII 生活環境

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、冬期における安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯、感染症対策を推進します。

主要施策

① 住まい・まちづくりの推進

- 障がいのある人だけでなく、誰もが利用しやすい公共施設になるよう、バリアフリー化を推進します。
- 「北海道福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」の普及・啓発に努め、既存施設の改修や改善に向けた理解と協力を求めます。
- 関係機関の協力を得ながら、障がいのある人や高齢者等の特性に配慮した交通安全教育や見守り運動などの活動を行います。
- 自宅での日常生活が送りがやすくなるように、日常生活用具の利用促進に努めます。

② 移動・交通のバリアフリーの促進

- 障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉ハイヤー料金扶助事業、生活交通バス、移動支援事業（生活地域支援事業）を継続して実施するとともに、その利用促進に向けた周知に努めます。
- JR、航空運賃等の助成制度、自動車税の減免制度の普及に努めます。

③ 防災・防犯対策の推進

- 防災に関する知識の普及や障がいのある人自らの行動の仕方について、認識を深めます。
- 災害時に支援を必要とする人の迅速かつ安全な避難を図るため、避難行動要支援者名簿への登録と適正な管理を行います。また、必要があれば、本人の同意を得た上で民生委員・児童委員、町内会等と情報を共有します。
- 指定避難所や福祉避難所について、障がいに応じた施設運用ができるよう、定期的に点

検・見直しを行います。

④ 感染予防対・拡大防止対策の推進

- 障がいの有無に関わらず、すべての町民の安全を確保するため、国が示す「新しい生活様式」に基づく「北海道スタイル」の普及啓発に努め、感染症予防・拡大防止対策の充実と感染症発生時に適切な対応ができる体制づくりの取組を推進します。

VIII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

主要施策

① 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 広報や町のホームページなど、文字の大きさやフォント、色彩、ルビなどに配慮し、誰にとっても見やすく、分かりやすい情報提供の工夫に努めます。
- 障がいのある人が役場などの窓口で手続きがしやすいよう、窓口対応の充実に努めます。

② 意思疎通支援の充実

- 視覚・聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話通訳者、朗読者等の育成に努めるとともに、活用促進に向けた情報提供を行います。
- 聴覚障がいのある人のためにFAXや電子メールを活用したコミュニケーションの確保に努めます。

③ 選挙等における配慮

- 障がいのある人が重要な権利である選挙権を行使できるように、町選挙管理委員会と協力し、不在者投票の周知や投票所・期日前投票所における段差解消などのバリアフリー化、駐車場の確保等、必要な取組を進めます。

第3部 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画

1 障がい福祉サービスの種類と内容

(1) 訪問系サービス

サービス種別	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、通院の介助、洗濯・掃除等の家事援助のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい及び精神障がいのある人で常時介助を必要とする障がいのある人を対象に、自宅での入浴、排せつ、食事の介助などから外出時の移動中の介助を総合的に行うサービスを提供します。
行動援護	常に介助を必要とする重度の障がいのある人を対象に、危険を回避するために、外出時の移動中の介助などのサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等で、介護の必要性が著しく高い人に対し、個別支援計画に基づき、複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、一定期間、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある人・障がい児に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（3）居住系サービス

サービス種別	内容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介助等、障害者支援施設において必要な介助、日常生活上の支援等を実施します。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主に夜間に相談、入浴・排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
自立生活支援	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

(4) 相談支援

サービス種別	内容
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や病院に長期入所等している人を対象に、地域生活に移行するための住居の確保や生活の準備等に関する相談・支援を行います。
地域定着支援	施設や病院に長期入所等していた人を対象に、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう、常時の連絡体制の確保や、相談支援を行います。

(5) 地域生活支援事業

サービス種別	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援	障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等（ストマ用装具等）を給付し、日常生活の利便を図ります。

手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

第2章 令和5年度の成果目標

1 令和5年度の成果目標

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の指針などを踏まえ、本町の実情に応じて、令和5年度を最終目標年度として、以下のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

- 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

■北海道のめざす方向

- 令和元年度末時点の施設入所者（9,558人）の約2.4%（234人）が地域生活へ移行する。
- 令和元年度末時点の施設入所者数（9,558人）から4.3%（415人）削減する。

■蘭越町の成果目標

項目	数値	考え方
現施設入所者数（A）	26人	令和4年度末の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数	1人	(A)の約2.4%が地域生活へ移行する
【目標】施設入所者の削減	1人	(A)の約1.6%を削減する

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の指針

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

■北海道のめざす方向

- 各障がい保健福祉圏域（21 圏域）及び各市町村（179 市町村）に協議の場を設置する。

■蘭越町の成果目標

羊蹄山ろく地域自立支援協議会の障がい者地域包括ケアシステム検討会内で検討を進め、圏域での整備も含め、保健、医療及び福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を1か所設置することを目標とします。

(参考)

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■国の指針

○各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。

■北海道のめざす方向

○各障がい保健福祉圏域(21圏域)に地域生活支援拠点等を1か所以上整備する。

■蘭越町の成果目標

羊蹄山ろく地域自立支援協議会において具体的な検討を進め、羊蹄山ろく7か町村での広域的な取組みを含め、地域生活支援拠点等を1か所設置することを目標とします。

(参考)

「地域生活支援拠点等」

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

○福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。

○就労移行支援事業の利用者数を、令和元年度末時点実績の1.3倍以上とする。

○就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.26倍とする。

○就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.23倍とする。

○就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業の利用者を7割以上とする。

○就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

- 北海道のめざす方向
○国の指針に同じ。

■蘭越町の成果目標

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数 (A)	0 人	令和 4 年度実績
【目標】一般就労への移行者数 (B)	1 人	令和 5 年度において、(A) の約 1.27 倍が一般就労する
就労移行支援事業の利用者数 (C)	0 人	令和 4 年度末時点実績
【目標】就労移行支援事業の利用者数	1 人	令和 5 年度において、(C) の約 1.3 倍が就労移行支援事業を利用する
就労継続支援 A 型事業の利用し、一般就労した人数 (D)	0 人	令和 4 年度実績
【目標】就労移行支援事業の利用者数	1 人	令和 5 年度において、(D) の約 1.26 倍が就一般就労する
就労継続支援 B 型事業の利用し、一般就労した人数 (E)	0 人	令和 4 年度実績
【目標】就労移行支援事業の利用者数	1 人	令和 5 年度において、(E) の約 1.23 倍が就一般就労する
【目標】就労定着支援の利用者数	1 人	令和 5 年度において、(B) の約 7 割が就労定着支援事業を利用する

※本町に就労定着支援を実施する事業所はありません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

- 令和 5 年度末までに、各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

■北海道のめざす方向

- 地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成する。

■蘭越町の成果目標

項目	数値	考え方
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	1 か所	令和 5 年度における目標値 ※羊蹄山ろく 7 か町村で共同設置している 基幹相談支援センター「羊蹄山ろく相談支 援センター」において実施している。
【目標】 地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	12 回／年	令和 5 年度における目標値 ※羊蹄山ろく地域自立支援協議会担当者会 議において、基幹相談支援センター及び相 談支援センターとの連携を強化している。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る
体制の構築

<p>■国の指針</p> <p>○令和 5 年度末までに、各都道府県および各市町村において、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。</p>
<p>■北海道のめざす方向</p> <p>○指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続します。</p>

■蘭越町の成果目標

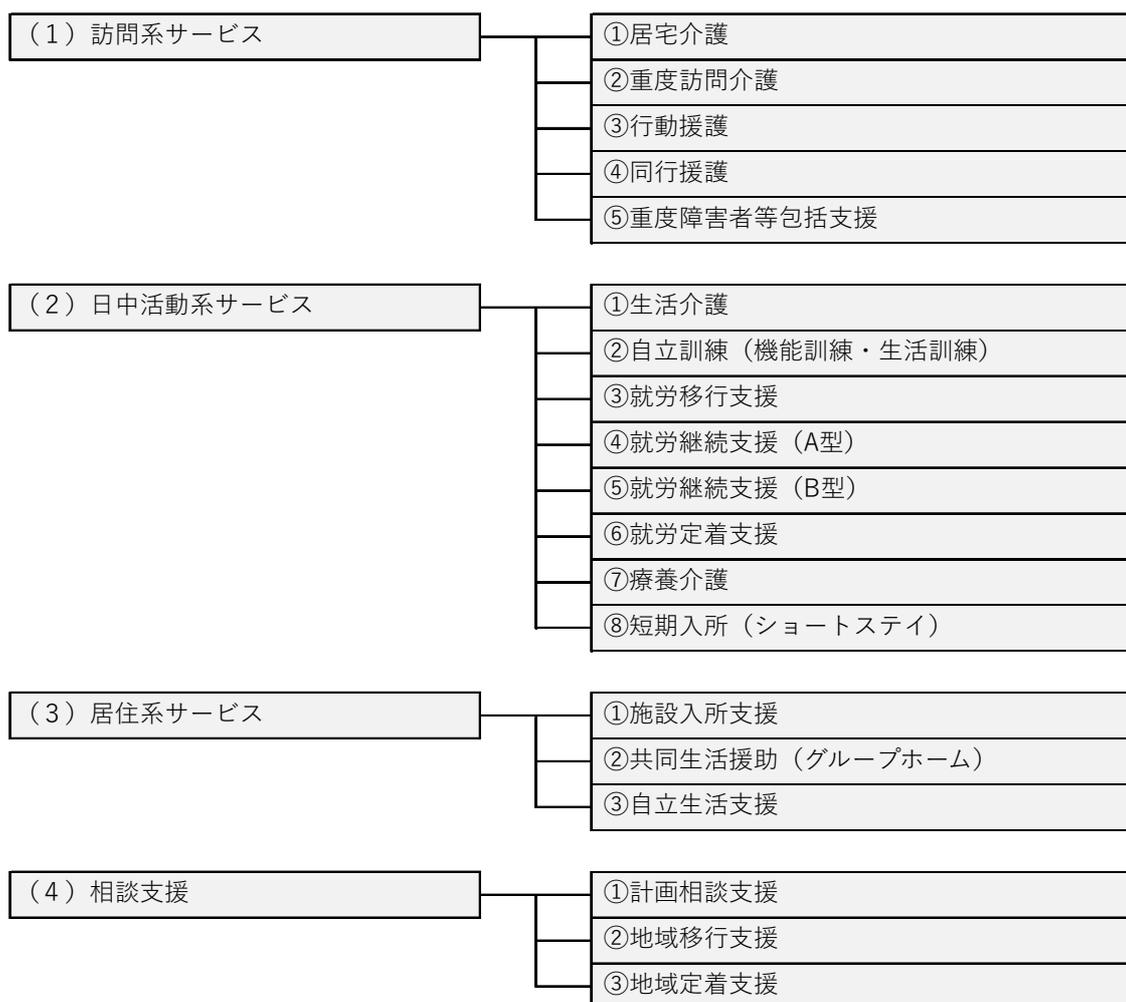
項目	数値	考え方
【目標】 道が実施する関連研修への職員の参加 人数	3 人	令和 5 年度における目標値

第3章 障がい福祉サービスの 見込量と確保方策

1 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の指針などを踏まえ、本町の実情に応じて、令和5年度を最終目標年度として、以下のとおり設定します。

■ 障がい福祉サービスの体系



(1) 訪問系サービス

□□ 現 状 □□ (月間)

サービスの種類	計画／実績	単位	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
居宅介護、重度訪問 介護、行動援護、同 行援護、重度障害者 等包括支援	計画	実利用人数 (人)	1	1	1
		利用量 (時間)	12	12	12
	実績	実利用人数 (人)	1	0	0
		利用量 (時間)	12	0	0

※令和5年度は見込み、利用量は1人あたりの数値

■ ■ 見込量 ■ ■ (月間)

訪問系サービスについては、介護者の高齢化等により、居宅介護の通院介助及び家事援助のサービスを必要とする人が増えることが予測されますが、通常、利用頻度は低く、また、令和2年度中に定期的な利用の終了等があったため、下表のとおり見込みました。

サービスの種類	単位	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
居宅介護、重度訪問介護、行動援 護、同行援護、重度障害者等包括 支援	実利用人数 (人)	1	1	1
	利用量 (時間)	12	12	12

※利用量は1人あたりの数値

見込量確保の方策

- 居宅介護や重度訪問介護、行動援護については、いつでも必要なサービス量に対応できるよう、町内の提供事業所を中心にサービス提供体制の充実を図っていきます。
- 障がいのある人への支援方法についての情報提供を行い、ヘルパーの介護技術の向上を支援していきます。

(2) 日中活動系サービス

□□ 現 状 □□ (月間)

サービスの種類	計画/実績	単位	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
生活介護	計画	実利用人数 (人)	28	28	28
		利用量 (日)	21	21	21
	実績	実利用人数 (人)	28	29	29
		利用量 (日)	21	22	22
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	計画	実利用人数 (人)	0	0	0
	実績	実利用人数 (人)	0	0	0
就労移行支援	計画	実利用人数 (人)	1	1	1
		利用量 (日)	21	21	21
	実績	実利用人数 (人)	0	0	1
		利用量 (日)	0	0	22
就労継続支援 (A型)	計画	実利用人数 (人)	2	2	2
		利用量 (日)	22	22	22
	実績	実利用人数 (人)	2	2	2
		利用量 (日)	21	22	29
就労継続支援 (B型)	計画	実利用人数 (人)	11	11	11
		利用量 (日)	17	17	17
	実績	実利用人数 (人)	10	10	10
		利用量 (日)	17	16	18
就労定着支援	計画	実利用人数 (人)	0	0	1
	実績	実利用人数 (人)	0	0	0
療養介護	計画	実利用人数 (人)	2	2	2
	実績	実利用人数 (人)	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	計画	実利用人数 (人)	1	1	1
		利用量 (日)	30	30	30
	実績	実利用人数 (人)	1	1	0
		利用量 (日)	6	4	0

※令和5年度は見込み、利用量は1人あたりの数値

■■ 見込量 ■■ (月間)

専門的なサービスを提供できる事業者は限られているため、事業者と連携を図り、障がい者一人ひとりの障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、在宅障がい者のサービス意向を勘案し、必要なサービス量を下表のとおり見込みました。

サービスの種類	単位	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
生活介護	実利用人数 (人)	30	30	30
	利用量 (日)	22	22	22
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用人数 (人)	0	0	0
就労移行支援	実利用人数 (人)	1	1	1
	利用量 (日)	21	21	21
就労継続支援 (A型)	実利用人数 (人)	3	3	3
	利用量 (日)	22	22	22
就労継続支援 (B型)	実利用人数 (人)	15	15	15
	利用量 (日)	20	20	20
就労定着支援	実利用人数 (人)	0	0	0
療養介護	実利用人数 (人)	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	実利用人数 (人)	1	1	1
	利用量 (日)	10	10	10

※利用量は1人あたりの数値

見込量確保の方策

- 生活介護については、これまで同様にサービスが円滑に提供されるよう、利用者の意向に沿って支援していきます。
- 自立訓練については、関係機関と連携しサービスが提供できる事業所等の情報を利用希望者に提供していきます。
- 就労移行支援については、事業所と連携を図り、利用者の支援に努めます。
- 就労継続支援 (A型・B型) については、就労移行支援と同様に移行先の事業所と連携を図り、利用者の支援に努めていきます。また、ハローワークや学校、事業所等とのネットワークを活用し、障がいのある人の就労確保に努めます。
- 就労定着支援については、事業者の参入を促進するとともに、事業者と連携し、一般就労しようとする人の7割以上が利用することを目標とします。
- 短期入所については、提供事業所等と連携を図り、必要なニーズ量に対応していきます。

(3) 居住系サービス

□□ 現 状 □□ (月間)

サービスの種類	計画／実績	単位	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
施設入所支援	計画	実利用人数 (人)	27	27	27
	実績	実利用人数 (人)	26	26	26
共同生活援助 (グループホーム)	計画	実利用人数 (人)	15	15	15
	実績	実利用人数 (人)	15	15	15
自立生活支援	計画	実利用人数 (人)	0	0	0
	実績	実利用人数 (人)	0	0	0

※令和 5 年度は見込み

■■■ 見込量 ■■■ (月間)

共同生活援助、施設入所支援については、利用者や介護者の高齢化等を勘案し、必要量を見込みました。

サービスの種類	単位	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
施設入所支援	実利用人数 (人)	26	26	26
共同生活援助 (グループホーム)	実利用人数 (人)	15	15	15
自立生活支援	実利用人数 (人)	0	0	0

見込量確保の方策

- 施設入所支援及び共同生活援助については、介護者の高齢化や施設入所者の地域移行、退院可能な精神障がいのある人の動向などを注視しながら、施設の設立や空き情報を収集し速やかに情報提供します。
- 自立生活援助については、平成 30 年度から新設されたサービスであるため、事業者に対する情報提供に努め、事業者の参入を促進していきます。

(4) 相談支援

□□ 現 状 □□ (月間)

サービスの種類	計画／実績	単位	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
計画相談支援	計画	実利用人数 (人)	8	8	8
	実績	実利用人数 (人)	52	54	54
地域移行支援	計画	実利用人数 (人)	0	0	0
	実績	実利用人数 (人)	0	0	1
地域定着支援	計画	実利用人数 (人)	0	0	0
	実績	実利用人数 (人)	0	0	0

※令和5年度は見込み

■■■ 見込量 ■■■ (月間)

共同生活援助、施設入所支援については、利用者や介護者の高齢化等を勘案し、必要量を見込みました。

サービスの種類	単位	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
計画相談支援	実利用人数 (人)	54	54	54
地域移行支援	実利用人数 (人)	1	1	1
地域定着支援	実利用人数 (人)	0	0	0

見込量確保の方策

- 適正なプランの策定が維持・向上できるよう、サービス提供事業者及び相談支援専門員の質・量の確保に努めます。
- 「地域移行支援」と「地域定着支援」については、必要な人が支援を受けられるよう、サービス内容の啓発に努めるとともに、サービス提供事業者との連携を維持します。

第4章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

1 地域生活支援事業の見込量と確保方策

障がいのある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、「障害総合支援法」第77条及び第78条に基づいて地域生活支援事業を推進します。

必要量は、過去の実績や今後の見通しなどを元に見込みます。今後の利用対象者等の状況により、随時各事業の実施に向け協議していきます。

■■ 各事業の実績と見込量 ■■ (年間)

事業名称	単位	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
相談支援事業		-			
障害者相談支援事業	実施個所数	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		-			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業		-			
介護・訓練支援用具	給付件数	0	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数	58	60	60	60
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	給付件数	0	1	1	1

令和5年度は見込み

事業名称	単位	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	
移動支援事業	実利用者数	0	0	0	0	
	利用量 (時間/年)	0	0	0	0	
地域活動支援センター事業	利用量 (時間/年)	-				
	自市町村所在分	設置個所数	0	0	0	0
		実利用者数	0	0	0	0
	他市町村所在分 ※羊蹄山ろく7か町村による共同委託	設置個所数	1	1	1	1
実利用者数		0	1	1	1	

令和5年度は見込み

見込量確保の方策

- 本町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。
- 障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障がい者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- 障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動など理解促進に努めます。

第4部 障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方

(1) 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方

障がいのある子ども及びその家族に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うことが必要であり、それを身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの「障害児通所支援サービス」の充実を推進するとともに、サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う「障害児相談支援サービス」の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する子ども（医療的ケア児等）が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

(2) 令和5年度の成果目標の設定

国の基本指針における目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次のとおりです。

■国の指針

- 1 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 2 すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 4 各圏域および各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■北海道のめざす方向

- 1 児童発達支援センターの整備 ⇒ 各障がい保健福祉圏域に1か所以上設置
- 2 保育所等訪問事業所の整備 ⇒ 各障がい保健福祉圏域に1か所以上設置
- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 ⇒ 各障がい保健福祉圏域に1か所以上設置
- 4 各圏域および各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（国の指針と同じ）。

本町の目標設定と考え方

項目	令和4年度末の 整備か所等	令和5年度末までの 整備か所数等【目標値】
児童発達支援センターの整備	1か所	1か所
保育所等訪問事業所の整備	0か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	0か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人

- 専門職員による保育所や幼稚園等への訪問支援を行う保育所等訪問支援については、後志管内でサービスを提供できる事業所がないことから、羊蹄山ろく発達支援センター等と協力体制を図りながらサービス提供体制の構築にむけて検討します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保については、人口規模や需要動向等から、本町単独で設置することは極めて困難です。そこで、羊蹄山ろく自立支援協議会等を活用しながら、広域的な整備のあり方を模索していきます。
- 医療的ケアが必要ない障がい児及びその家族を支援するため、引き続き、医療機関や障がい福祉サービス部門、保育所、学校等と連携するとともに、医療的ケア提供の担い手となる看護師等従事者の確保、喀痰吸引等業務を行う保育士等の養成を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講により、医療的ケア児の支援を総合調整できるコーディネーターを養成し、配置します。

第2章 サービス見込量と確保方策

1 障がい児福祉サービスの見込量と確保方策

令和5年度の目標値の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。

(1) 障がい児福祉サービスの体系

・ 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	児童発達支援事業は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を提供します。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童等の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを進めるものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、このサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するものです。対象は保育所、小学校、幼稚園、支援学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある児童です。支援は2週に1回程度を目安にし、障がいのある児童の状況や時期により頻度は変化します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

・ 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	児童福祉法の障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

・ 障害児入所支援 ※北海道が見込量と確保方策を設定

サービス名	内容
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。
医療型障害児入所施設	

(2) 障害児通所支援

①サービスの見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

障害児通所支援の実績と見込量（月間）

サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	実利用者数（人）	7	4	4	5	5	5
	利用量（回/月）	2.6	2.8	2.3	3.0	3.0	3.0
医療型児童 発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（回/月）	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	実利用者数（人）	8	8	12	13	13	13
	利用量（回/月）	1.4	1.5	1.6	2.0	2.0	2.0
保育所等 訪問支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（回/月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用量（回/月）	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み、利用量は1人あたりの数値。

②見込量確保の方策

- 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」は、サービス提供事業者との連携により、サービスの質・量の拡充に努めます。
- 「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」については、対象となる児童の情報の把握、サービス提供事業者への情報提供・参入促進を行います。
- 「保育所等訪問支援」については、羊蹄山ろく発達支援センター等と協力体制を図りながらサービス提供体制の構築にむけて検討します。

(3) 障害児相談支援

①サービスの見込量

障害児相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去3年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

障害児相談支援の実績と見込量（年間）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	7	3	4	5	5	5

※令和5年度は見込み。

②見込量確保の方策

- サービス提供事業者等と連携し、障がい児への適切なサービス提供及び障がい児とその家族の不安軽減等を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制を確保します。

第5部 計画の推進にあたって

1 基本的な考え方

(1) 庁内連携体制の整備

障がい者福祉に関する取組は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境分野など広い範囲にわたっています。そのため、主管課である住民福祉課をはじめ、それぞれの分野を所管する関係部署が連携を深め、総合的・一体的な計画の推進に努めます。

(2) 障がいのある人等の意見の反映

各種の施策・事業を効果的に実施するため、施策・事業の内容や提供方法などについて障がいのある人とその家族、当事者団体等との意見交換の場を設け、意見やニーズの把握に努めます。

(3) 関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度改正などを踏まえるとともに、国、道、近隣・関係町村等関係機関との日常的な連携に努め、サービス提供事業者の確保とサービスの質・量の確保に努めます。

(4) 関係団体、町民との連携強化とネットワーク構築

地域での保健・福祉等を推進していくためには、行政だけでなく、当事者団体やボランティア団体、町内会、地域の各種団体による支援と協力が大変重要です。

ノーマライゼーションの考え方の普及と共生社会の実現は、障がい者福祉施策の推進を含む地域福祉活動の展開によります。

このため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種相談員などとの連携を深めるとともに、社会福祉協議会で取り組む地域福祉活動の促進を図るなど、関係団体、町民の主体的な取組を育成・支援します。

また、関係団体、地域、町民等の参加を得て地域福祉ネットワークの形成をめざします。

(5) 財源確保の考え方

計画の推進に伴う財源の確保については、広域的連携や民間事業者による事業展開、地域、町民、地域の各種団体等との連携・協働を図りながら取り組むことを基本とします。

行政として取り組まなければならない施策・事業については、厳しい財政状況を踏まえ、交付金等の有効活用、町の実情に即した補助制度等の研究と活用、類似事業の統合・一体化に努めながら、優先順位を明確にして推進します。

2 計画の進行管理

この計画で掲げた施策・事業については、定期的に、主管する住民福祉課を中心に、関係部局等が連携して進捗状況の把握と検証を行います。

また、制度改正等に伴い計画の見直し・改訂を行う必要があるときは、迅速に見直しと改訂を行います。